

独占禁止法の一部改正に伴う契約約款の改正及び特記事項の読替えについて

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）により、公正取引委員会が行う審判制度が廃止されたこと等に伴い、本市契約約款の特記事項を改正しました。

つきましては、本市と既に締結している契約書の特記事項については、下記の新旧対照表のとおり読み替えることとしますので、お知らせします。

なお、独占禁止法の改正内容の詳細については、下記の公正取引委員会のホームページを御覧ください。（<http://www.jftc.go.jp/dk/kaisei/h25kaisei/index.html>）

記

新旧対照表

現 行	改正案
<p>特記事項 （乙の談合等の不正行為に係る甲の解除権） 第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。 ア <u>独占禁止法第 4 9 条第 1 項</u>に規定する排除措置命令が確定したとき。 イ <u>独占禁止法第 5 0 条第 1 項</u>に規定する納付命令が確定したとき。 ウ <u>乙が独占禁止法第 5 2 条第 4 項の規定により審判の請求を取り下げ、同条第 2 項に規定する原処分（以下「原処分」という。）が確定したとき。</u> エ <u>公正取引委員会が、独占禁止法第 6 6 条第 1 項から第 3 項までの規定による審決（原処分の全部を取り消す審決を除く。）をした場合において、乙が独占禁止法第 7 7 条第 1 項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。</u> オ <u>公正取引委員会が行った審決に対し、乙が独占禁止法第 7 7 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。</u> (2)～(3) (略)</p>	<p>特記事項 （乙の談合等の不正行為に係る甲の解除権） 第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のいずれかに該当することとなったとき。 ア <u>独占禁止法第 4 9 条</u>に規定する排除措置命令が確定したとき。 イ <u>独占禁止法第 6 2 条第 1 項</u>に規定する納付命令が確定したとき。 (2)～(3) (略)</p>

2 (略)

(乙の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約代金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令、処分、又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2～4 (略)

2 (略)

(乙の談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項第1号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約代金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、命令又は処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当するときは、この限りでない。

2～4 (略)